

建設業者の皆様へ

下請負等における市内業者の活用促進について

三豊市では、かねてより建設工事等の発注にあたり、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を優先するよう努めています。が、昨今の経済情勢の変化により、市内業者を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。

つきましては、本市発注工事等の受注者においては、このような状況をご理解いただき、市内業者の受注機会の確保の観点から、下記事項にご配慮くださいますようお願いいたします。

1. 下請発注における市内業者の活用

本市発注工事等の施工に際し下請負いをさせる場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

2. 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

工事の下請負いをさせる場合は、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関係法令を遵守してください。

3. 建設資材、建設機械等の購入や借入れにおける市内業者の活用

施工に必要な建設資材、建設機械等を購入又は借入れする場合は、できる限り市内業者を優先して活用するよう努めてください。

【参考】三豊市工事請負契約約款

(下請負人)

第 7 条 受注者は、工事を下請負人に請け負わせて施工するときは、あらかじめ、当該工事の下請負人につき、その商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。下請負人を変更したときも、同様とする。

2 受注者は、工事を下請負人に請け負わせて施工するときは、三豊市内に本社・本店を有する者のうちから優先的に下請負人を選定して契約するよう努めなければならない。